

「審議会の構成等について」に係る関係条文（抜粋）

1 消費生活審議会

- 消費生活条例
(審議会)

第37条 第28条第1項の規定により調停を行うほか、消費生活基本計画の策定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 会長の選挙

- 消費生活条例施行規則
(審議会の会長)

第17条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、学識経験のある委員のうちから、委員が選挙する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長職務代理者の指名

- 消費生活条例施行規則
(審議会の会長)

第17条

- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 部会の設置

- 消費生活条例
(部会)

第42条 審議会は、特定又は専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

- 消費生活審議会運営要綱

3 部会の設置

条例第42条第1項の規定により審議会に次の部会を設置する。

- (1) 表示・包装適正化部会
- (2) 消費者苦情処理部会
- (3) 消費者教育推進部会
- (4) 調停部会

調停部会は、必要に応じ複数設置することができる。

5 部会の構成

○消費生活条例施行規則
(部会)

第19条 部会の構成員は、委員及び専門委員のうちから、会長が指名する。

6 部会長の選挙

○消費生活条例施行規則
(部会)

第19条 部会の構成員は、委員及び専門委員のうちから、会長が指名する。

2 部会ごとに部会長を置く。

3 部会長は、学識経験のある委員のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。ただし、学識経験のある委員が1人であるときは、当該委員を部会長とする。